

四日市市選管告示第15号

平成27年4月12日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

平成27年3月26日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市第一期日前投票所	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館 1階 ロビー	平成27年3月27日 から 平成27年4月11日 まで
四日市市第二期日前投票所	四日市市塩浜町1番地11 三重北勢健康増進センター 1階 研修室	平成27年4月4日 から
四日市市第三期日前投票所	四日市市富田二丁目4番15号 四日市市防災教育センター 2階 防災センター	平成27年4月11日 まで
四日市市第四期日前投票所	四日市市曾井町391番地2 四日市市中消防署中央分署 3階 多目的ホール	

(選挙管理委員会事務局)